

京都市告示第 192号

京都市水路等管理条例第3条第1項の規定に基づき、次の水路等（同条例第2条第2号に規定する農業用水路等以外の水路等に限り、ます。）の一部を廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成18年8月31日

京都市長 榎本頼兼

| 整理 番号 | 名 称 | 廃 止 す る 起 点 廃 止 す る 終 点 |
|----------|-----------|-------------------------------|
| 1 | 上高野水0046号 | 左京区上高野烏脇町13番地地先 同町3番地の28地先 |

(建設局道路部道路明示課)